

○教習射撃指導員の解任の命令

(第9条の4第3項)

改正 平成26年3月20日 平成28年5月9日

平成29年3月22日 令和4年3月15日

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の4第3項
処分の概要	教習射撃指導員の解任の命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条(教習射撃指導員の解任の命令)
処分基準	射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障をきたすと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室